

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年1月19日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	非常用復水器系電磁弁の定例手動開閉試験において、非常用復水器（A）蒸気入口弁のグラウンド部からのリーク（ドレンファンネルへの鉛筆の芯1本程度の滴下）が認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
2	1号機	復水脱塩装置用硫酸貯蔵タンクのレベル指示計に指示値不良（スティック）が認められたため、当該レベル指示計を点検・修理	GⅢ	
3	2号機	廃棄物地下貯蔵設備建屋の屋上のページング装置用電線管及び配管サポートに腐食が認められたため、当該電線管及び配管サポートを点検・修理	GⅢ	
4	4号機	海水系硫酸第一鉄注入装置注入ポンプの出口圧力指示計に指示値不良（スティック）が認められたため、当該圧力指示計を点検・修理	GⅢ	
5	4号機	原子炉再循環ポンプ（A）駆動用電動機冷却器の排水操作時、同冷却器（A・C）の各冷却水入口弁及び出口弁の何れかの弁にシートリークがあるものと推定されたため、これらの弁を点検・修理	GⅢ	
6	4号機	主蒸気系組合せ中間弁（No. 1～6）の点検において、ストレーナの廻り止用ピン溝及び廻り止ピンに摩耗が認められたため、当該ピン溝ブロック及びピンを交換	GⅢ	
7	5号機	復水系高圧復水ポンプ（A）出口圧力指示計の検出配管継手部より、水のにじみが認められたため、当該継手を交換	GⅢ	
8	5号機	所内ボイラ用給水ドレンタンクの警報用レベルスイッチに動作不良（設定値のズレ）が認められたため、当該レベルスイッチを点検・修理	GⅢ	
9	6号機	海水系硫酸第一鉄注入装置サブタンクのドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	GⅢ	
10	6号機	残留熱除去海水系ポンプ（A）駆動用電動機冷却器用冷却水配管のストレーナに詰まりが認められたため、当該ストレーナを点検・清掃	GⅢ	
11	6号機	廃棄物処理系ポンプ用シール水タンクにレベルの上昇傾向（1時間に1cm程度）が認められたため、原因調査後、対応検討	GⅢ	
12	6号機	海水系硫酸第一鉄注入装置サブタンクの淡水入口弁（電磁弁）に開動作不良が認められたため、当該弁駆動部を点検後、対応検討	GⅢ	
13	集中環境施設	サイトバンカ建屋換気空調系送風機（B）の点検において、ファンシャフトの反駆動側軸受嵌合部に摩耗が認められたため、当該シャフトを修理	GⅢ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	集中環境施設	<p>直流125V充電器盤から仮設充電器盤への受電切替作業に伴い、充電器盤用電源を停止した際、廃棄物処理エリア空調機及び焼却工作建屋空調機の出口ダンパが全閉したことから、当該空調機を手動停止とする事象が発生した。</p> <p>当該事象は、空調機の出口ダンパの電源停止によるものと推定されたことから、当該電源を復旧後、空調機を復旧済み。今後、対応を検討</p>	G II	
15	その他	<p>5号機用緊急時対応情報表示システムの電源停止作業を行った際、3号機用緊急時対策支援システムのデータ伝送が停止した。当該システムが連携している光伝送ネットワークの状態を確認した結果、1号機～3号機～4号機間の光伝送用基板に経年劣化による故障が認められたため、当該基板を交換</p>	G III	